

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名	: 千葉県風俗案内業の規制に関する条例
根 拠 条 項	: 第9条第1項
処 分 の 概 要	: 風俗案内業の停止命令
原権者（委任先）	: 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	:
処 分 基 準	: 別紙2を参照
問 い 合 わ せ 先	: 生活安全部風俗保安課営業係（電話 043-201-0110）
備 考	

別紙 2

千葉県風俗案内業の規制に関する条例に基づく事業停止命令等の基準

(用語の意義)

1 この基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1)「事業停止命令」とは、条例第9条第1項の規定に基づき風俗案内業の停止を命ずることをいう。
- (2)「事業廃止命令」とは、条例第9条第2項の規定に基づき風俗案内業の廃止を命ずることをいう。
- (3)「指示処分」とは、条例第8条の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (4)「法令違反行為」とは、条例に違反し、若しくは条例に基づく処分又は条例第9条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為若しくは、千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成23年千葉県公安委員会規則第7号)に定める重大な不正行為をいう。

(指示処分との関係)

2 風俗案内業者に対する事業停止命令、又は事業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由(以下「処分事由」という。)について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、次のような場合は、指示処分を行わずに、直ちに事業停止命令又は事業廃止命令を行っても差し支えない。

- (1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なものを短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合
- (3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合(起訴相当として送致した場合に限る。)
- (4) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為があった場合
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、清浄な風俗環境を害し、又は年少者の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

(量定)

3 事業停止命令(条例第9条第2項の規定に基づく場合を除く。)の量定(以下「量定」という。)は、次のとおりとし、各処分事由に係る量定は、別表に定めるところによるものとする。

- A 6月の事業停止命令
- B 40日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、3月
- C 20日以上6月以下の事業停止命令。基準期間は、40日
- D 10日以上80日以下の事業停止命令。基準期間は、20日
- E 5日以上40日以下の事業停止命令。基準期間は、14日
- F 5日以上20日以下の事業停止命令。基準期間は、7日

(事業廃止命令)

- 4 事業廃止命令は、3及び5から7までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合であって、8(2)アに掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等性風俗案内の禁止区域等において事業を継続させることが妥当でないと判断されるときに行うものとする。

(事業停止命令の併合)

- 5 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間（期間が1日に満たない端数があるときは、切り捨てるものとする。）を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものである。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び6月を超えないものとする。

(観念的競合)

- 6 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

- 7 最近3年間に事業停止命令を受けた者に対し事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について、3、5及び6に定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に事業停止命令を受けた回数 of 2 倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、6月を超えることはできない。

(事業停止命令に係る期間の決定)

- 8 事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、量定がAに相当するものについて事業停止命令を行う場合は、6月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、3に定める基準期間によることとする。

ただし、5に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、6に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、7に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。

- (2) 量定がAに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、

情状により、3、5、6及び7に定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて事業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として6月より短い期間の事業停止を命ずることができるものとする。

ア 処分を加重すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(イ) 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。

(ウ) 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(エ) 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。

(オ) 改悛の情が見られないこと。

(カ) 付近の住民からの苦情が多数あること。

(キ) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ク) 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為を行ったこと。

イ 処分を軽減すべき事由とは、例えば、次のようなものである。

(ア) 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。

(イ) 事業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ウ) 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと。

(エ) 具体的な事業の改善措置を自主的に行っていること。

（事業停止等命令と他の行政処分との関係）

9 事業廃止命令を行うときは、事業停止命令は行わないものとする。

10 事業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表

処分事由	関係条項	量定
風俗案内業者に対する事業停止命令 (条例第9条第1項)		
1 条例に規定する罪(条例第14条第1項第1号 (第4条第1項第1号に係る部分に限る。)の罪を 除く。)に当たる違法な行為		
(1) 事業開始届出義務違反の罪	第3条第1項 第15条第1号	B
(2) 事業開始届出書等虚偽記載違反の罪	第3条第1項 第15条第1号	B
(3) 事業変更・廃止届出義務違反の罪	第3条第2項・第3項 第15条第1号	E
(4) 事業変更・廃止届出書等虚偽記載違反の罪	第3条第2項・第3項 第15条第1号	E
(5) 年少者従事禁止違反の罪	第4条第1項第5号 第14条第1項第1号	A
(6) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第4条第1項第6号 第14条第1項第1号	B
(7) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第6条 第15条第2号	D
(8) 許可等の確認義務違反の罪	第7条第1項 第15条第3号	D
(9) 風俗案内等の受託時における確認書類の備付 け記載義務違反の罪	第7条第2項 第15条第4号	D
(10) 報告・資料提出義務違反の罪	第11条 第16条第1号	D

(11) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第 12 条第 1 項 第 16 条第 2 号	D
2 千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則 で定める重大な不正行為		
(12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 49 条（第 1 号、第 5 号又は第 6 号に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 49 条（第 3 号又は第 4 号に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(14) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 50 条第 1 項第 4 号（法第 22 条第 5 号に係る部分に限る。）若しくは第 5 号（法第 28 条第 12 項第 4 号（この規定を法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、法第 52 条第 1 号（法第 22 条第 1 号若しくは第 2 号又は法第 28 条第 12 項第 1 号若しくは第 2 号（これらの規定を法第 31 条の 3 第 2 項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第 4 号（法第 27 条第 1 項又は法第 31 条の 2 第 1 項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		C
(15) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 53 条第 1 号若しくは第 2 号（法第 28 条第 5 項（法第 31 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		D
(16) 刑法第 174 条、第 175 条又は第 183 条の罪に当たる違法な行為		B
(17) 売春防止法第 2 章の罪に当たる違法な行為		B

(18) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 5 条、第 6 条又は第 7 条（第 1 項及び第 8 項を除く。）の罪に当たる違法な行為		B
(19) 労働基準法第 118 条第 1 項（同法第 56 条に係る部分に限る。）又は第 119 条第 1 号（同法第 61 条又は第 62 条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(20) 児童福祉法第 60 条第 1 項又は第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 9 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(21) 児童福祉法第 60 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項第 4 号の 3 に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		C
(22) 千葉県青少年健全育成条例第 28 条第 2 項又は第 28 条第 4 項第 3 号（同条例第 19 条の 3 第 2 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		D
(23) 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例第 7 条又は第 8 条の罪に当たる違法な行為		D
3 条例に基づく処分に違反する行為		
(24) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第 4 条第 1 項第 2 号 第 8 条	C
(25) 騒音規制違反に対する指示処分違反	第 4 条第 1 項第 3 号 第 8 条	D
(26) 外周等に表示の写真等違反に対する指示処分違反	第 4 条第 1 項第 4 号 第 8 条	C

(27) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第 5 条 第 8 条	C
(28) (24) ～ (27) 以外の指示処分違反	第 8 条	C
(29) 事業停止命令違反	第 9 条第 1 項 第 14 条第 1 項第 2 号	A